元和

大御番士帳

全

内閣文庫
和書
類 三二五六九
號 三九二
冊
函 一五二
架 一七

内閣文庫
番號 和 325679
冊數 391 (34) 121
函號 152

共二

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

元和二辰年

慶長十八巳年被召出

大炊番松平丹後守組 二百石 寄合八十人扶利友

改寄合清

野原新六郎家系略

市川小性組

利友ハ野原新六郎家の次男なり
兄濃守忠政ふるゝハ本多
次男八十郎ハ本多伯耆守
一宮ヲ忠政ヲ嗣ヲ
と云ふ
台徳廟の市小性組の列して大坂

番後の戦ハ薄ク元和元年手
ヲ負ヒ七日天王寺ロニテ甲首ヲ
捨人ハ元国寺而已ニ付又ハ
首一ツヲ討取ル時ハ古井大和
ヲ捕ル荒の佐久蔵ヲ後ヲ
殺シ安倍対馬守重信ヲ
指揮ヲ受ケ新恩の地三百石ヲ
斜ヲ受ケ新恩の地三百石ヲ
ヲ与ヘ大番ニ入ル
利安伝見の遠藤ヲ
寛永九年手後城の警衛ヲ

年ヲ石垣ヲ造ル奉行ヲ
命ヲ受ケ城ニ在ル事ヲ
九年ハ石垣ヲ
寛永十年手ヲ石垣修繕の
事ヲ命ヲ受ケ其全ク時度ニ
成ル
同年十月番頭ヲ二人ノ内ニテ
市橋代の事ヲ申シ付ル
十月交ヲ水野忠清
ヲ命ヲ受ケ市橋代ヲ
法人ヲ知ル
ヲ罷キハマリテ

寛永十七庚辰年十月十二日改元

慶安二己巳年十月十七日改元

[illegible]

慶応元乙丑年十二月廿三日改元

三百俵[illegible]

慶安二己巳年二月廿[illegible]大番[illegible]

[illegible]

元和二丙辰年

大番松平丹後守組二百俵　大目付番[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

元和元乙未年父[illegible]遺跡[illegible]

元和八戌年[illegible]

寛永二己巳年二月[illegible]

寛永九申年十月松平豊後守[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

元和二辰年

大御番松平丹後守組二百石 小長谷金蔵

小長谷長八郎道友二男
大御番

寛永九申年二月廿六日
台徳院殿の御ゆるしをもつて
金蔵お召れ
同年十月廿三日駿城の富士
見櫓へ相詰二人連れの事に
より

寛永十酉年十月十二日政男

正家長子の早世の因縁について
慶安二寅年九月廿九日病死
享年六十四歳
正家改易の家より息男修蔵
正次大番に召出されて
左近将監と称し勢州に
正家と同じく連座罪二人共
その日改易に時分なれば
ふるまいなく家来
死せしことを聞せしに
将軍家御年若く

世世と同じく別に召放されて
独居をなしかの時分なれば
事なかりしかども大番を勤免
傳十郎正則これ別家となり
次男なりしゆえ同世の
早世の因縁なりしけれ
ども人なりしゆえ
新に慶安二年作出
る八次男孝之の正家の跡を
嗣しめ人なりしゆえ
なりしゆえ人

なるべき事をまゝせのそ
うちなるすゑをもとなるべきの作
を篇目一世をいのるべき義
仏恩しるべしとそなる人々
なり勅撰正綱ゝ立て寛文
三年七月廿日に出来れ二度
を作る

元和二辰年

天正十九年の年後石塔

大仏番松平丹後守組 三百五拾石 長谷宗六郎左衛

長谷左衛門書貞綱長成
法名書かゝる人

寛永九申年後地の富士ゆり
しに連作の年まをりて

寛永十一戌年十月十二日改易

慶安元年十月十八日石塔造立

慶安二年二百八十五歳と称す

慶安二丑年二月廿日大仏番坂
神中守組ゝ入

元和二辰年

南源寺永隆秀二男
大御番松平伊豆守殿二百俵
南源寺大御番頭永隆

寛永九申年二月廿六日
[illegible]二百俵を給ル
[illegible]院殿の法名[illegible]
金蛇を給ル

寛永九申年二月八日
大御番目録
寛永守組

元和二辰年

大御番松平丹後守組

寛永七午年正月十日御番

寛永八未年十一月廿六日相別

小笠原の城引渡清兵衛人数

らまて参る

寛永十酉年三月廿九日志摩守

高田城引渡清兵衛人数

らまて参る

大屋三郎左衛門昌吉惣領

大御番松平右兵衛守組

大屋市之丞勝正

寛永十四年八月十九日 清国ヨリ
同年十月十日上州之浦へ清使
を入令せられて相分れ
寛永十八年巳酉年八月十五日後府
町奉行
正保元甲申年八月十六日死

元和二辰年

慶長十二未年渡日

大御番松平丹後守

大久保金三郎忠時 数度清国ヘ渡
大久保源太郎忠職 五百石 後金三郎

忠勝坂城ヨリ富士ヘ移ル
寛永九申年十月朱二百後坂城ノ
富士ヘ入令せられ
ノ事よく聞て
寛永十一戌年十月十三日改易
慶安元戊子年十月十八日改易
死ス

義元長年十二月廿六日山入和
の通り立石五千俵を給ふ小雪信
仰沢集人の組より
嘉暦二申年正月日
千代姫君の御方様御産書之
寛文二寅年九月　日　遠州小雪信
仰沢集人の組
寛文二卯年十月十六日死二年に当

元和二辰年
慶長十六巳年分和

大番松平丹後守組　三百俵　田村傳右衛門長能

田村安栖法印長吉二男
大番かしら人

寛文九酉年大坂の高麗小路
金徳寺殿の御番をつとめて
寛永九申年二月廿六日
石見守組

寛永九申年に月山の新
石見守組　大番内蔵

元和二辰年

慶長五子年御代

大御番松平丹後守殿三百三拾石　新八郎安重

安重[illegible]この通[illegible]
寛永九申年二月廿六日[illegible]
[illegible]て金六千枚[illegible]
同年[illegible]府城の通[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

寛永十一年十月　日　大御番松平
御願所組

元和二辰年

大御番松平丹後守組　長谷部左兵衛　長谷部左兵衛
　　御小姓

寛永九申年　丹後守城の宮造
　　小笠原左近将監の引き連れ二人の引き
寛永十一戌年十月十二日改易
慶安元子年十月十七日改易
　　美濃元辰年十二月十六日廃
　　仕置仰せ付け

[illegible]二年二月ニ日、大佛殿
[illegible]丹波守泥[illegible]

元和二辰年

大佛殿松木拾後守泥二百石農 松田源三郎後長

大佛殿松田市三郎忠長

[illegible]二百石[illegible]

寛永九申年二月廿六日

台德院殿の御[illegible]として金
[illegible]

同年十月廿六日強盛の富士
[illegible]連歌の事よりして

寛永十一申年十月十二日 [illegible] 改易

慶安元年　家光公薨去

元和二辰年六月廿八日　水野監物勝氏逝

大御番松平内匠守組　大御番松平大膳亮組

二百俵　水野主殿頭富勝

其後宗伝院殿大姥の宿願ふかく

寛永九年二月廿六日

伊勢御参詣ありて金

御堂守組

寛永九申年正月八日組新　大御番内藤

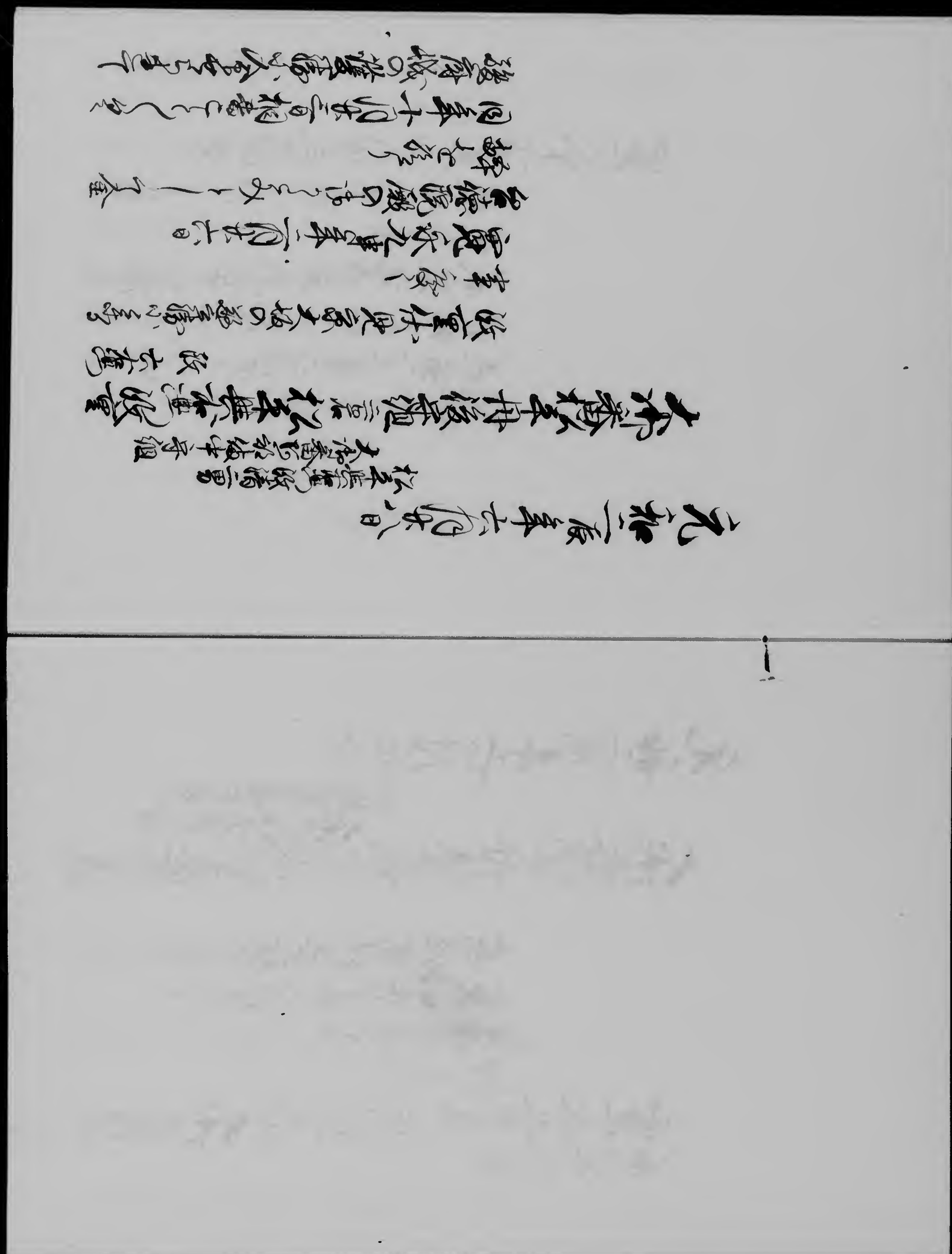

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]りて

寛永十一甲年十月十二日改易

慶安三寅年十月十七日改易迄

元和元辰年十月廿二日廃絶

美濃二巳年二月廿六日大坂番

長永丹後守組ハ

元和二辰年六月廿八日

西山左京亮昌利

大坂番松平丹後守組西山長兵衛昌利

後三百十五石

三千石實父西山十兵衛昌勝遺

のうち百六十五石を分ち元三百石

を二百昌利忠之ハ大坂二条

城の番を勤いたす

寛永九申年幾内城ゆ江戸

寛永十一甲年十月十二日改易

一連行年二人のうちもって

慶安三寅年十月十七日改元
延宝
兼元寅元辰年十二月廿六日元和
の通り三百十五俵之内
より八俵
兼元寅二乙年二月廿日大和書長記
丹波守組より組の番

元和二辰年六月廿八日
大久保彦左衛門殿
大和書ニ寅年三月廿日組

大和書ニ寅年丹後守組二百俵 大久保源次郎殿之

元和六未年伏見の城主鳥居
寅ニ水元る年ニ高ニ小ニ
寅ニ水十辰年坂城の城主鳥居
寅ニ水九申年十月廿二日後藤
の城主鳥居小ニ小ニ
くり
寅ニ水十一酉年十月十三日改元

慶安元年十月十八日改元
元和元辰年十月廿二日二度
兼定元辰年十二月廿二日二度
二百俵ヶ[illegible]小書付集ハ[illegible]
寛文元年十二月二日死七十二歳

元和二辰年六月八日
石川市蔵利貴逝去
大御番ニ成ル 土水正親
大御番松平伊豫守親ニ百俵 石川彦三清貞

寛永九申年後水尾帝
[illegible]
[illegible]
[illegible]
寛永十酉年十月十二日改元
慶安元年十月十七日改元
[illegible]

慶長元辰年十二月廿二日
三百俵ヲ給ル
慶長二巳年二月廿日大市番
堀新右衛門中ヨリ組入ル四番

元和二辰年六月廿八日
かゑ源ヒ市正勝無代
大市番松平丹後守ヨリ組

大市番松平丹後守組三百石かゑ金四正右

寛永九申年十月後堀の
源三郎を人命ヲ失ヒ逐電ス
して同十一申年遠所の事ニ付
寛永十一申年十月十二日御免改易
正右衛門
慶安三寅年十月十九日改易
慶安三寅年十月十九日改易

女を兼ねさせ
兼度元辰年十二月廿三日元服
必ゝ慶長二百俵を給り
第兼度二乙年二月廿日大御番持
第の組へ加番

元和三巳年
文政記未年誤目
大御番松平丹後守組 二百五拾人 正次
小栗九兵衛正重養子
御番和こ人
寛永九申年十月十九日死 年八歳
正次 伏見の遠江守家来こ

元和二丙辰年

慶長十九寅年迄月

大神宮松平丹後守殿　小田切壽雲法眼

佛書所ゟ入

後京極殿　後義俊公

順徳院佐渡ニ流罪の事

寛永九申年二月廿六日ゟ

同年後堀川ゟ内裏ゟ

延引ニ付ハ右ニ二人連判ニ

事ニ付同十廿年ニ

徒ゟ

小田切壽雲法眼

佛書所ゟ入

後京極殿　後義俊公

順徳院佐渡ニ流罪の事

寛永九申年二月廿六日ゟ

同年後堀川ゟ内裏ゟ

延引ニ付ハ右ニ二人連判ニ

事ニ付同十廿年ニ

徒ゟ

[illegible]
改易ハ慶長[illegible]
守[illegible]
三百石[illegible]
順位ニ[illegible]

寛永十一戌年十二月十日新組大番
高木主水正組

元和二丙辰年

大御番松平飛騨守組二百俵 大澤小弋次正次
大番頭大沢治部大輔正重兼任
後六百五十六石余

[illegible]
寛永二丑年迄同六百五十六石余
寛永九申年二月十六日[illegible]
[illegible]
寛永十酉年辞
同年致仕

万治二亥年正月廿六日死年七歳

元和元年十二月十日

慶長十九寅年正月廿六日薨

山口又助勝忠

番外之人

大御番松平丹後守殿家来 山口又助勝長

勝長伏見京大坂の遠国高小者

寛永九申年二月廿六日

台徳院殿の御かくれとして

金六十枚

同年十月相番仰付られ夕殿様

の法護ふ奉りしに勝長病中

江戸小止まりしよりて相番

連署の事、以前申さるべきこと
仰せ出だされ候ふ間、申さるべ
寛永十一甲戌年十月　日　大炊番
松平伊豆守殿

元和六庚申年
大炊番松平丹後守殿　大河内甚左衛門殿
（作者不詳『西丹後番大河内甚左衛門殿』改題）
後三百石　役料五人扶
寛永二巳年父の遺跡二百石ハ
被下置
寛永三寅年遺跡奉行
寛永十六卯年押領
（『寛永十六卯年押領』と合綴）
寛永二十未年辞職
紀伊守殿

寛文十一亥年二月十日死亡年齢

元和八戌年

大御番松平丹後守組三百俵　松波平市勝信

梅津四郎右衛門付居松波平市勝安惣代

後三市勝

元文二巳年三百俵を賜る

寛永九申年十月廿三日殿城の

富士見櫓より出火ありしに連署の事

寛永十一戌年十月廿三日改易

慶安二丑年十月十七日死亡

義元辰年十二月廿二日三百俵

寛永元子年

大御番松平丹後守組二百八石六斗　長谷部小太郎　長谷部小太郎ハ次席忠次

後小太郎

同年野和二百八石六斗を賜り

寛永九申年淀城の番を蒙り

年寄連署ハ二人の列に加ル

於毛ゝ

寛永十丑年十月十七日清道

三百石九五百八石六斗を賜る

志次第に暫く組お番連衆の内
そりて年二人改易に成る者
は数組絶えし事
寛永十一年十二月廿一日 大御番
高木主水正組

寛永元年

大御番松平豊前守組 二百俵 後に百石 後に八百石
後に廃元家門後藤内信清無役
家門平次郎信利

其年百石屋敷二百俵を賜り
寛永十六年御目見を願ひ
二百俵八人扶持
寛永九年番入りして奉る
城の警固を勤め
止まは連衆の事に及ぶまは
それくして

寛永十七年
正月十日 細川大和守番之衆

寛永二十年九月九日

大和番松平豊前守組 百石俵二千俵 奥方大和番二組 先手鉄砲二男

其後豊前守百石俵を給り
出羽守寛文拾年大坂の番を勤
寛永九申年二月廿七日
伊勢殿の御うつみとして
金五十枚を給り

寛永九申年 月 八日 組新 大和番内藤
石見守組

寛永三寅年

大御番松平豊前守組二百俵　安藤小右衛門重次
後に御番

右重次家大坂の宿番仰付られ
寛永九申年二月十六日
右徳院殿の御ふうとみしらく
金蛇水を給り
同年十月廿二日殿府城の警備
如人命せらるまて家を屋敷相番

寛永十一甲戌年十月十二日伊勢守秀忠逝去の例ゆ
て其後十八年の星霜を経て
慶安元戊子年十月十七日改易せ
られ其後元禄年十二月廿二日高禄
二百俵を賜る
其後二百年に成て大御番相勤
第刀御免ハ

寛永元年

駿河殿附清井六之助道家懸
大御番松平豊前守組二百俵清井雇兵清次道
其後二百年に成て
改道家大坂の逐電に成り
寛永九申年二月廿六日
台徳院殿の書を以て
金蝉を賜り
寛永九申年二月廿九日病死

寛永八未年十一月十八日

大御番松平豊前守組与右衛門改重勝

大御番松平豊前守組 倉 松平源七郎重勝

後改 豊前

元右衛門

寛永九申年二月廿六日

台徳院殿の御ちゃくしとして人全

三十七歳なる

寛永九申年四月八日 新組 大御番内藤

右衛門守組

寛永九申年十二月

西尾隼人佐長次豊成
清水番外こうこ人

慶長十九寅年御目

大御番松平豊後守組三百石 西尾長次郎隼人佐

改長勝 府城より来て遠江国
連行 浜平二人のうちにて
慶安三寅年十月十二日改易

寛永十一戌年十月十七日改易

清水免

慶安元申年十月十七日 石こうさま
義直元辰年十二月廿二日 廉光

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan